入札案内書

(立木 第6回)

別紙の公告のとおり、立木の資格付一般競争入札を施行しますので、添付の入札条件を参照のうえ入札にご参加下さい。

入札日時:令和7年11月27日(木)

受付 13 時 10 分 締切 13 時 30 分

入札場所:津軽森林管理署金木支署 入札場

津軽森林管理署

金木支署

〒037-0202 五所川原市金木町芦野200-498

T E L 0173-53-3115

IP 電話 050-3160-5875

立木公売の公告

(第6回)

【資格付き一般競争入札】

- 入札及び開札の日時 令和7年11月27日(木曜日)13時30分締切、即時開札
- 入札及び開札の場所
 津軽森林管理署金木支署 入札場

3. 現地案内

現地案内をご希望される方は、11月14日までに別紙「現地案内要望書」にご記入の上、「11.入札条件等」の示す場所に持参して下さい。

担当する首席森林官又は主任森林整備官(経営担当)が日程調整の上、現地案内を致します。

4. 公売物件

- (1) 物件所在地、種類、樹種、数量、売払番号、搬出期間は、別紙公売物件明 細書及び公売物件一覧表のとおりです。
- (2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の 林齢とは必ずしも合致しない場合もありますのでご承知おき下さい。
- (3) 引渡期間は代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して 15 日以内とします。

5. 郵便入札

- (1)郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には「資格付き一般競争参加資格決定通知書の写し」又は「最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明書」を入れ、書留郵便又は配達証明郵便により入札前日の17時00分迄に必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。
- (2) 送付先は次のとおりです。

郵便番号 037-0202

住所 青森県五所川原市金木町芦野 200-498

宛先 津軽森林管理署金木支署長

宛名面左側に「**入札書在中**」と**朱書きで記載**のこと

- (3) 郵便入札の場合は、不落札時に直ちに行われる再度入札に参加できません。
- 6. 契約の締結期限

落札決定の日を含め、20日以内とします。

7. 代金の納入期限

契約締結の日から起算して、20日以内とします。

8. 代金の延納

別紙のとおり法令の定めるところにより認めます。但し、分収林の分収対象者 へ納付する分収代金は現納のみとし、延納は認めません。

- (1) 延納期間は、法令の定める範囲内とします。
- (2) 延納利息は、法令の定めにより、1.70%とします。
- (3) 延納担保の提供期間は、契約締結日から起算して20日以内とします。

9. 特約条項及び特記事項

- (1) 全物件に該当するものは別紙1の特約条項(共通)のとおり。
- (2) 個別物件に該当するものは公売物件明細書のとおり。
- (3)森林作業道及び集材路・土場作設に当たっては、別紙2の森林作業道・集 材路及び土場作設特記仕様書等を遵守しなければならない。
- (4) 松くい虫被害及びナラ枯れ被害に関する対応については、別紙3「青森 県マツ類及びナラ類の伐採・移動・利用に関する留意事項」の遵守をお 願いします。

10. 適格請求書(インボイス)の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者(課税事業者)の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

- ※分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額(税率10%)とは一致しない場合があります。
- ※ 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

(19) 号物件 3.00%

11. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款」並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。

詳細は、東北森林管理局又は当支署のホームページに掲載されているほか、下記 の担当へ問い合わせ願います。

青森県五所川原市金木町芦野 200-498 津軽森林管理署金木支署 総務グループ 経理担当 問い合わせ先 TEL 0173-53-3115

令和7年11月7日

分任契約担当官 津軽森林管理署金木支署長 髙橋 毅 津軽森林管理署金木支署 主任森林整備官(経営担当) あて

現 地 案 内 要 望 書

下記のとおり現地案内を要望します。

記

	物件番号
現地案内をご要望される物件番号	

 令和
 年
 月
 日

 御
 住
 所

 御
 会
 社
 名

 御
 連
 絡
 先

 御
 担
 当
 者

公売物件一覧表(立木)

津軽森林管理署金木支署

										幹材積(m³)				,-	≢ 軽 森 林 管 埋 著 金 木 支 著 ┃ ┃
入札番号	物件所在地	契約関係	伐採方法	面積(ha)	林齢	樹種	本数(本)	スギ	カラマツ	その他N	L	合計	延納	搬出期間	備考
								(一般材)	(一般材)						
(19)	薄市山国有林 341ほ1林小班 外3件	分収造林	皆伐	9.85	50	スギ外	11, 624	4, 616. 87	0.00	112.05	314.88	5, 043. 80	法令等の定める 範囲内 (ただ し、民収分は認 めません)	36か月	
	合計			9. 85	_		11, 624	4, 616. 87	0.00	112. 05	314.88	5, 043. 80			

別紙

1 延納をみとめる対象と期限

延納を認める対象	延 納 期 限
ア. 立木を売り払う場合で、1件の売払代	6 箇月以内。ただし、国有林野の立木につ
金が 150 万円以上となるとき	いては、1件の売払数量が1千立方に以上
	の場合において、都府県の地域で売り払う
	ときは 10 箇月以内、北海道の地域 (以下「北
	海道」という。) で売り払うときは 12 箇月以
	内。
イ.素材を売り払う場合で、1 件の売払代	6 箇月以内。ただし、北海道で売り払うと
金が60万円以上となるとき	きは8箇月以内。
ウ. 災害救助のため、立木又は素材を売り	6 箇月以内。ただし、地方公共団体の場合
払うとき	は1年以内。

入札条件

1. 入札の参加資格

この入札は、最寄りの森林管理局長から資格付一般競争参加資格確認通知書の交付を受けた物でなければ入札に参加できません。

2. 参加資格の確認

- (1)入札参加者は、資格付一般競争参加資格確認通知書又は、入札参加資格証明書を 持参の上、入札時に受付に提示して確認を受けてください。
- (2) 入札参加者が代理人のときは、委任状を提示してください。
- (3)入札参加者(代理人含む。)は、本人確認ができる身分証明証を持参し、受付に 提示して本人確認を受けてください。

3. 暴力団排除に関する誓約事項

- (1) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
- (2) 前途の暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

4. 公告物件の熟覧

公告物件は、物件明細書、契約書案、現場を熟覧の上、入札してください。

5. 入札方法

- (1) 入札は、物件番号毎に総額入札で行います。
- (2)入札書は、所定の用紙に必要事項を記載し、入札締切時刻前に入札箱へ投函してください。
- (3) 入札箱へ投函した後の入札書の変更、取り消しはできません。 また、開札前に入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

6. 落札者の決定

(1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の前で行い、予定価格以上の最高入札 者を落札者とします。

ただし、同金額の最高入札者が2者以上のときは、直ちにくじで落札者を決めます。

(2) 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。また、どのような理由があっても落札を無効とすることはできません。

7. 入札保証金

入札保証金は免除します。

ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

また、違約金を指定する日までに納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

8. 契約保証金

契約保証金は免除します。

ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として徴収します。

9. 入札の無効

- (1) 競争参加不適格者が入札した場合
- (2) 入札参加資格のない者又は入札参加資格者として確認できない者が入札した場合
- (3) 汚染、損傷又は記入漏れ等により、売払番号、入札金額、入札者名を確認できない場合
- (4) 競争参加資格者本人の署名又は、委任者の押印がない場合

10. 契約の成立

売買契約は、契約書に分任契約担当官と買受者の双方が記名押印したときに成立します。

11. 入札書用紙

入札書用紙は、最寄りの森林管理署又は当日入札場の受付で配布しているものを使用 してください。

12. 入札金額は、消費税を除いた金額で行ってください。

なお、消費税を加算した金額で入札した場合でも消費税抜きの金額と見なし、訂正、 取り消しは認めません。

- 13. 落札及び契約書の金額は、入札書に記載された金額に<u>消費税 (消費税率 10%)</u>を加算した金額となります。
- 14. 契約締結以降に係る違約金、遅延金等は全て消費税を加算したものとなります。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴支署の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提示することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとくき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用 するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

立木販売 売 買 契 約 書 (案)

売買物件の	〇〇県〇	面積(ha)		
所在場所	字OC	00.00		
Largered & Ed	区分	樹種	本数(本)	材積(m3)
売買物件の 種類及び数量	立木	スギ外	00	00.00
	内 訳	別紙「物件明細	書」の通り	
売買代金	売買代	金		円
元貝代並	うち消費税	技代金		円
契約保証金	免除			円
	会 师 八	分 収 額		円
	官収分	うち消費税抜代金		円
売買代金の分収額	民収分	分 収 額		円
官行造林立木竹	民収力	うち消費税抜代金		円
分収造林立木竹	分収権者			
分収育林立木竹	74.16年日			

*概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

*本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採にあたって森林に関する法令 に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

	現金納付分	売買金額		円	納付期限	契約締結の日から	520日以内	
		延納金額		円	延納期間	~	日間	
		延納利息		円	延 納期间			
売買	売 延 納 分	延納担保		円	担保の種類			
代		金額		以上	担体の性短			
金納		延納利率	年	%	同提供期限	契約締結の日から	20日以内	
付		延納金額		円	延納期間	~	日間	
の 方		延納利息		円	延刑期间			
法		延納担保 金額		円担保の種類				
		延納利率	 年	以上	同提供期限			
		延	74-	70	円灰供期限			
売買物 引渡。	物件の 方法	区域	売買物件の 引渡期間(期限)	起算し	て	納担保提供の日から	15日以内	
				(燃昇	の場合の最終期	胡限)		
	物件の 期間(期限)	引渡の日か	ら起算して 〇〇)ヶ月	(期限)	
	(使用) の指定			施設設置等 の指定				
特約	事項	別紙の通り						

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売 渡 人 分任契約担当官

津軽森林管理署金木支署長 髙橋 毅

買受人

(注)契約書は、本契約書(案)に落札物件の「公売物件明細書(立木)」及び「主要樹種径級別本数及び材積」、各図面、特約条項(共通)、特記仕様書を添付したものとなります。

特約条項 (共通)

(入林届の提出)

1. 買受人(以下「乙」という。)は、事前に入林届を森林事務所へ提出するものとする。

(第三者への損害)

2. 乙は、売払い物件に起因して、第三者に損害を与えた場合は、乙が誠意を持って対応し、 その損害の賠償を負うものとする。

(公道の使用)

3. 乙は、作業条件によっては、事前に道路管理者に公道の占用許可等が必要か確認し、占用許可等の手続きが必要な場合は乙が自ら関係書類を作成し、許可を受けるものとする。

(第三者の土地の使用)

4. 乙は、売払い物件に起因して、第三者の土地(私道含む)を使用しなければならない場合が生じた時は、乙が自ら第三者との交渉等を行うものとし、売渡人(以下「甲」という。)は一切関知しないものとする。また、その際に第三者から費用を求められた場合であっても、甲にその責任又は費用を求めないものとする。

(除雪)

5. 乙は、売払い物件に起因した伐採・搬出等の作業を冬期に行う場合は、自らが除雪を行 うものとし、その費用を甲に求めないものとする。また、除雪をするにあたり、道路管理 者又は土地の所有者に届出が必要な場合は、乙が誠意を持って対応するものとする。

(残材等の放置禁止)

6. 乙は、伐採した立木の末木枝条等残材を沢縁等水際又は水際へ流出する恐れのある場所 に放置しないものとする。下流へ流出する恐れのある場合は、必要に応じて対策を講ずる ものとする。

(河川等の汚濁防止)

7. 乙は、沢及び沢縁を集材する必要が生じた場合は、河川を汚濁して下流の民地に被害を与えないよう防止措置を講ずるものとする。

(林道上での集材)

8. 乙は、林道上での地引集材は行わないものとする。

(林道の損壊防止)

- 9. 乙は、降雨又は降雪時等の運材に当たっては、林道の破損防止及び車両運行安全確保のため、甲の指示に従うものとする。
- 10. 搬出等に当たっては、車両の積載量を越えてはならない。

(土場敷等への措置)

11. 乙は、土場敷並びに林道沿線に、立木の残材及び末木枝条等を散乱放置することなく、 搬出期間内に跡地を整理し、土場へ繋いでいる搬出路は水切りを実施する等、必要に応じ て土砂流出防止対策を講ずるものとする。

(売払内容等の周知)

12. 乙は、売払物件の内容及び表示方法について、伐採搬出に従事する者に対し、誤りの生じないよう契約内容を周知徹底させるものとする。

(現地発生した切取土石に関する措置)

13. 乙が作成する搬出路、又は土場敷等で生じた切取土石等は、崩落及び流出しないよう必要な措置を講ずるものとする。また、その使用を完了したときに、甲が原状に回復する必要があると認めた場合、乙は原状回復に努めるものとする。

(保残木の保全)

14. この物件は、会計法第 29 条の 3 第 1 項を適用して売払いしたものであるから、立木のまま担保に供し、又は他人に譲渡してはならない。伐採搬出に当たっては、技術者が現地に赴いて指導・監督を厳にし、保残木を損傷するおそれのある場合は、あて木等をして保残木に損傷を与えないようにすること。

(搬出支障木)

15. 搬出支障木等が発生する場合は、必ず森林官等に連絡をし、収穫調査及び売払い手続き、保安林等法令制限林にあたっては各種手続き終了後に事業実行すること。なお、搬出支障木の発生は最小限の抑えること。

(売払対象木の伐倒義務)

16. 乙は、甲の指示により、売買契約物件の搬出期間内に全ての対象木の伐倒作業を行わなければならない。なお、別途放棄届が提出され甲が認めた場合は、この限りではない。また、その場合による伐倒未済木は国に帰属する。

(搬出完了の報告)

17. 乙は、全ての対象木の伐倒及び売買物件の搬出が完了したときは、遅滞なくその旨を甲に書面で届出なくてはならない。

(埋蔵文化財発見時の対応)

18. 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理(支)署長へ連絡し、森林管理(支)署長の指示に従うものとする。また、文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地及びその周辺に指定されている物件については、事業実施にあたっては、青森県教育庁文化財保護課と協議又は調整が必要となるため、協議等が整ってから作業着手すること。

(労働基準監督署へ情報提供)

19. 林業における労働災害の防止の観点から立木販売契約情報(売買契約者名・事業着手前に提出された入林届)を労働基準監督署へ情報提供します。また、提出された情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合があります。

(マツ類及びナラ類の伐採・移動・利用)

20. 松くい虫被害及びナラ枯れ被害に関する対応については、「青森県マツ類の伐採・移動・利用に関する留意事項」及び「青森県ナラ類の伐採・移動・利用に関する留意事項」のほか、松くい虫又はナラ枯れの被害状況を踏まえた甲の指示に従うものとする。

(豚コレラ発生時の対応)

21. 豚コレラ発生に伴う野生イノシシに関する対応として、死亡した野生イノシシを発見した際には不用意な接触や移動をしないこと。

また、発見の際には津軽森林管理署金木支署及び青森県自然保護課に連絡すること。 (津軽森林管理署金木支署 TEL:0173-53-3115・青森県自然保護課 TEL:017-734-9257) イノシシ等の野生動物が出現するおそれがある場所においては、ごみの放置やごみ箱等に おける野生動物との接触をしないようにすること。

(森林作業道及び集材路・土場の作設)

22. 甲は、森林作業道・集材路及び土場作設に当たっては、別添の森林作業道・集材路及び 土場作設特記仕様書等を遵守しなければならない。また、甲は乙による確認を受けた森林 作業道及び集材路・土場の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩 壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、乙の 負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。こ の場合において、乙は甲の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

森林作業道・集材路及び土場作設特記仕様書(立木販売)

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)及び「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)(3の(1)及び(5)を除く。)に基づき、東北森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件及び路網作設実績等を踏まえ定めたものである。

また、本事業で作設する路網は、間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とし、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設を集材路とする。併せて、木材等を一時的に集積し、積込み作業等を行う場所を土場とし、作設に当たっては本特記仕様書による。

なお、本特記仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針及び主伐 時における伐採・搬出指針によることを基本とする。

第1 伐採の方法及び区域の設定(主伐時)

- 1 立木の伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐 採する誤伐を行わないように、あらかじめ伐採する区域の確認を行う。区域外 の伐採を必要とする場合は事前に森林官等と協議する。
- 2 土砂の流出又は林地の崩壊の危険のある個所等については、林地の保全及び 生物多様性の保全に支障を来さないよう、伐採の適否等について、森林官等と 調整する。
- 3 林地の保全及び生物多様性の保全のため、あらかじめ示された保護樹帯や保 残木を損傷させないこと。なお、やむを得ずこれらの箇所を架線や集材路で通 過する場合には、その影響範囲が最小限となるよう努める。

第2 森林作業道

- 1 路網計画
 - ① 実際の森林作業道作設計画に当たっては、森林作業道作設指針等に基づき 現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、この 計画線形を路線計画図 (1/5000) にかん入し、森林官等に提出する。
 - ② 計画線形確定に当たっては、作業効率を十分に考慮し、土質の安定している安全な箇所を通過するよう計画する。
 - 特に、主伐時に森林作業道を作設する場合は、造林・保育等の森林施業による次世代の森林づくりのため、継続的に利用できるように考慮しなければならない。
 - ③ 作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲について、森林官等の 確認を受ける。

④ 森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更について森林官等に申請し、確認を受ける。

2 森林作業道作設の基本的工法

① 路体は繰り返しの使用に耐えるよう、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

なお、構造物は地形・地質等の条件から必要な場合には、現地条件に応じた規格・構造の施設を設置する。

- ② 地形に沿った屈曲線形による切土量の抑制、切土盛土の均衡、雨水処理に 有効な波形勾配による分散排水を基本に作設する。
- ③ のり面保護や洗越し、排水溝等の作設には、作業地から発生する伐根、丸 太、枝条、転石の活用に努める。
- ④ 支障木の伐開幅は、開設区間の箇所ごとに斜面の方向、風衝等を考慮し、 必要最小限となるよう計画する。

3 森林作業道の施工規格

- (1) 幅員、最小曲線半径及び縦断勾配
 - ① 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性・作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度以内の余裕幅を付加することができる。
 - ② 最小曲線半径は6.0m程度とし、使用する林業機械の規格、積載する木材の長さを勘案して決定する。
 - ③ 縦断勾配は概ね18%(10°)程度以下とし、土地の制約等から必要な場合は、短区間に限り25%(14°)程度とする。なお、勾配は雨水の分散排水を考慮した波形勾配とする。

(2) 切土

- ① 切土工では、盛土との均衡を念頭に切土量を極力少なくするよう努め、 切土のり面は直切りを基本とする。また、切土のり面の高さは1.5m程度以 内を基本とする。
- ② なお、地質や土質等の条件に応じて、切土高が高くなる場合ののり面勾配は、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分(59°)、風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は3分(73°、岩石)とし、地質や土質等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

(3) 盛土

① 盛土については、強固な路体を作設するため、盛土は複数層に区分し、 各層ごとに30cm程度の厚さとなるようバケット背面及び覆帯で十分締固め ながら積み上げる。

なお、盛土のり面が高くなる場合や緊結度の低い土砂の場合は、丸太組

工等により補強すること。

- ② のり面勾配は、1割(45°)程度を基本とする。
- ③ 作設過程で発生する伐根やはぎ取り表土は、のり面保護工に活用し、転石は路体に埋設して路体強化に活用する。

なお、伐根を丸ごと路体に埋設することは、締固めが難しくなるため避ける。

また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜から、のり面保護工への活用に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図ること。

- ④ 盛土量の調整は、山側から谷側への横方向だけでなく掘削箇所前後の縦 方向も加えて行う。
- (4) 切土量と盛土量の均衡に留意し、捨て土を発生させないよう努める。

4 施工管理

事業終了時には、洗堀を防ぐための水切り等を登坂部分等に講ずるものとする。

5 望ましい路網整備の考え方

地形・傾斜、作業システムに対応する別紙「地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安」を踏まえ、効率化を最大限に発揮するために必要な路網を整備する。

第3 集材路及び土場(主伐時)

- 1 伐採及び搬出に係るチェックリスト等の提出及び確認
 - ① 集材路及び土場を作設する必要があるときは、主伐時における伐採・搬出 指針に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示すると ともに、計画線形を明示した図面(1/5000)を、森林官等に提出する。なお、 森林作業道と集材路及び土場を作設する場合は、森林作業道の路線計画図に 集材路及び土場をかん入する。
 - ② 計画線形を明示した図面の提出に併せて、伐採及び搬出に係るチェックリストを森林官等に提出する。
 - ③ 作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲、伐採及び搬出に係る チェックリストについて、森林官等の確認を受ける。
 - ④ 集材路及び土場の計画に変更が生じたときは、その変更について森林官等 に申請し、確認を受ける。

2 集材路及び土場の計画及び施工

集材路及び土場については、主伐時における伐採・搬出に当たっての一時的な利用を前提としているため、原則として丸太組工、暗きょ等の構造物を必要

としない配置とし、以下に留意する。

- (1) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設
 - ① 資料及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、気象条件、 湧水、地表水の局所的な流入などの水系、土砂の流出又は地割れの有無等 を十分に確認する。その上で、集材路又は土場の作設によって土砂の流出 又は林地の崩壊が発生しないよう、集材方法及び使用機械を選定し、必要 最小限の集材路又は土場の配置を計画する。
 - ② 立木の伐採・搬出に当たっては、地形、地質、土質、気象条件等に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地など現地条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所(※)において立木の伐採・搬出する場合には、地表を損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材により行う。また、やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの十分な対策を講じる。
 - ※林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所の例
 - ・地山傾斜35°以上の箇所
 - ・火山灰、軽石、スコリヤ、マサ土、粘性土の箇所
 - ③ 集材路又は土場の作設開始後も土質、水系その他の伐採現場の状態に注意を払い、集材路及び土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにする。
 - ④ 集材路の線形については、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高 線に合わせる。
 - ⑤ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合においては、尾根部その他の 地盤の安定した箇所に設置する。
 - ⑥ 集材路又は土場の作設により露出した土壌から土砂が流出し、濁水や土砂が渓流へ直接流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路及び土場は渓流から距離をおいて配置する。また、土質が渓流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路又は土場の作設を可能な限り避けるものとする。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が渓流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置する。
 - ⑦ 集材路については、沢を横断する箇所が少なくなるように配置する。急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破砕帯など一般的に崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土等を適切に実施する。
 - ⑧ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由するよう努める。このとき、集材路の作設に当たっては、森林官等と協議等を行う。

(2) 周辺環境への配慮

- ① 集材路及び土場については、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象 又は水道の取水口が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害 を与える箇所は避けるものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、 人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が 流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設 置する等の対策を講じる。
- ② 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、線形及び作業の時期の変更等の必要な対策を検討し実施する。
- ③ 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置及び作設方法となるよう調整する。

(3) 路面の保護と排水の処理

路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うものとする。これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滞水がある場合は、状況に適した横断溝等を設置する。

このほか、以下の点に留意する。

- ① 横断溝等については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る 集水区域の広がり、渓流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流 量とならない間隔で設置する。
- ② 横断溝等やカーブを利用して分散排水する。排水が集中する場合は、安全に排水できる箇所(安定した尾根部や常水のある沢等)をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水する。
- ③ 渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、作業期間中はその維持管理を十分に行うとともに、作業終了時には可能な限り原状に復旧する。
- ④ 洗い越し施工を行う場合においては、横断箇所で集材路の路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにする。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう、水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止するものとする。越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、土砂の流出のおそれがある場合は、撤去する。
- ⑤ 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水する。
- ⑥ 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水する。

- ① 丸太を利用した開きょ等を設置する場合は、走行する林業機械等の重量 や足回りを考慮するものとする。また、横断溝等の排水先には、路体の決 壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の 処理を行う。
- ⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとるものとする。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

(4) 切土·盛土

集材路及び土場については、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにする。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)をはじめとする各種法令に則して適切に処分する。

① 切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要となる空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に1.5mを超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し1.5m程度以内とすることとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分、 風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は3分を標準とし、地形、地 質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が1.2m程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討する。

崖すいでは切土高が1mでも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断する。

② 盛土

ア 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、集 材路の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定す るよう適切に行う。

堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるよう十分に締め固めて施工する。

- イ 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。
- ウ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を 谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返し行うなどして、路体に十分 な強度をもたせるようにする。
- エ 小渓流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、2(3)に留意して横断溝等を設置する。
- オ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行う。

第4 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮(主伐時)

- 1 集材路及び土場については、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設するなどの措置を講じる。
- 2 集材路又は土場の路面のわだち掘れ、泥濘化及び流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。やむを得ず通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する。
- 3 やむを得ず伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条及び残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。

第5 事業実施後の整理(主伐時)

- 1 枝条及び残材の整理
 - ① 枝条及び残材については、木質バイオマス資材等への有効利用に努める。
 - ② 枝条又は残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意する。
 - ア 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業 が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まって いる場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図る。
 - イ 林地の表土保護を目的とした枝条の敷設による整理を行うなど、枝条又 は残材を置く場所を分散させ、杭を打つなどの対策を講じる。
 - ウ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨 げとならないように留意し、枝条等を山積みにすることを避ける。
 - エ 枝条等が出水時に渓流に流れ出ること、雨水を滞水させること等により 林地崩壊を誘発することがないよう、沢に近い場所、渓流沿い、集材路、

土場、林道等の道路脇に積み上げないこと。

2 集材路及び土場の整理

- ① 集材路及び土場については、原則として植栽等により植生の回復を促すものとする。また、路面水の流下状況等を踏まえ、植生が回復するまでの間、土砂の流出等が抑えられるよう、十分な深さの横断溝等、植生回復まで耐えうる排水処置を行うものとする。なお、植生回復のため作設時に剥ぎ取った表土の埋め戻しを行う場合は、これらの表土が流出しないようしっかりと締め固める。
- ② 立木の伐採・搬出に使用した資材、燃料等の確実な整理及び撤去を行う。

3 森林官等の現場確認

全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、伐採現場における枝条及び残材等の整理の状況、集材路及び土場の整理の状況等を森林官等に報告し、確認を受ける。

第6 その他(主伐時)

集材路及び土場の作設に当たって、傾斜35°以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は渓流沿いの箇所を通過する場合は、丸太組工等の構造物を設置する森林作業道として作設するものとし、当該構造物の設置により経済性を失う場合、環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤーダ等の組合せによる架線集材を行う。

地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

(単位: m/ha)

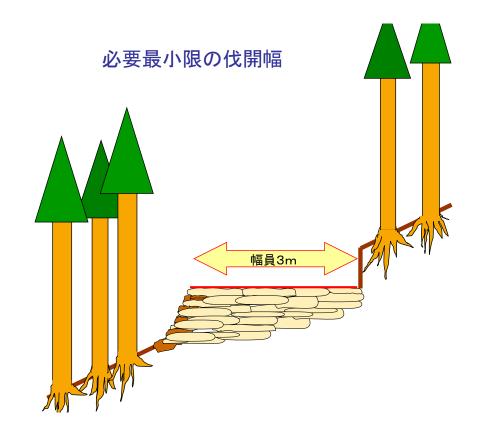
区分	作業		基幹路網		細部路網	收纲应由
运 力	システム	林道	林業専用道	小計	森林作業道	路網密度
緩傾斜地 (0~15°)	車両系	15~20	20~30	35 ~ 50	65~200	100~250
中傾斜地	車両系	15~20	10~20	25 ~ 40	50 ~ 160	75 ~ 200
(15~30°)	架線系	157-20	10,520	25/~40	0~35	25 ~ 75
急傾斜地	車両系	15~20	0∼ 5	15 ~ 25	45 ~ 125	60 ~ 150
(30~35°)	架線系	15~20	0~ 5	10~20	0~25	15~50
急峻地 (35°~)	架線系	5 ~ 15	_	5 ~ 15	_	5 ~ 15

(参考)

保残木標準断面図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう必要最小限の伐開幅とする





〇 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性、作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度の余裕幅を付加することができる。

伐採及び搬出に係るチェックリスト

年	月 日
伐 採 す る 者 :	
森林の所在場所:	
チェック項目	確認
(1)伐採の方法及び区域の確認	
①伐採する区域の事前確認を行う。	
②林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。あらかじめ示された保護樹	
帯や保残木を保全する。	
(2) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設	
①集材路又は土場の作設によって土砂の流出・林地の崩壊が発生しないよう集	
材方法や使用機械を選定(特約事項等で特定される場合を除く。)し、集材路	
又は土場の配置を必要最小限にする。	
②地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。急傾斜地など集	
材路等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等は、架線集材とす	
る。	
③土場の作設では法面を丸太組みで支えるなどの崩壊防止対策等を講じる。	
④集材路又は土場の作設開始後も土質、水系等に注意し、林地の保全に配慮す	
る。	
⑤集材路の線形は、極力等高線に合わせる。	
⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。	
⑦集材路及び土場は渓流から距離をおいて配置する。	
⑧伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路又は土場の作設を避ける。やむを	
得ず作設する場合は、土砂が渓流に流出しない工夫をする。	
⑨集材路は、沢を横断する箇所が少なくなるよう配置する。急傾斜地の0次谷	
や破砕帯等を通過する場合は、通過する区間を極力短くし、排水処理等を適	
切に実施する。	
⑩伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由するこ	
ととし、森林官等と協議等を行う。	

チェック項目	確認
(3) 周辺環境への配慮 ①集材路及び土場は、人家、道路、鉄道等の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避ける。 ②やむを得ず作設する場合は、保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。 ③希少な野生生物の生育等を知った場合は、森林官等と協議のうえ、線形及び作業時期の変更等を実施する。 ④集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置とす	
る。	
(4) 路面の保護と排水の処理 ①路面の横断勾配を水平に、縦断勾配をできるだけ緩やかにし、波形勾配によりこまめな分散排水を行う。困難な場合等は状況に適した横断溝等を設置する。 ②横断溝等は、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。 ③安全に排水できる箇所をあらかじめ決め、素掘り側溝等により導水する。 ④渓流横断箇所は可能な限り原状復旧する。 ⑤洗い越し施工では、横断箇所で路面より低い通水面を設ける。 ⑥曲線部では上部入口手前で排水する。 ⑦開きょ等は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩等の水たたきを設置する。 ⑧水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側を低くする排水方法とする場合は、盛土のり面の保護措置をとる。カーブの谷側を低くすることは避ける。	
(5) 切土・盛土 ①集材路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ②切土又は盛土の量を調整するなど、原則として残土処理が発生しないようにする。残土が発生した場合は、盛土規制法等に則して適切に処分する。 ③切土高は1.5m程度以内を目安(ヘアピン区間を除く。)とし、高い切土が連続しないようにする。 ④切土のり面勾配は地形等の条件に応じて調整する(土砂の場合は6分、岩石の場合は3分が標準の目安)。 ⑤盛土は地形、幅員、林業機械の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行う。 ⑥盛土のり面勾配は概ね1割、やむを得ず盛土高が2mを超える場合は1割2分より緩くすることを目安とする。 ⑦地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ず盛土する場合には、横断溝等を設置する。	

チェック項目	確認
 (6)作業実行上の配慮 ①集材路及び土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③伐採現場が人家、道路等の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。 	
 (7)事業実施後の整理 ①枝条等を伐採現場に残す場合は、伐採後の植栽等を想定して枝条等を整理する。 ②表土保護のための枝条敷設等の場合は、置く場所を分散し、杭を打つなどの対策を講じる。 ③天然更新を予定している区域では、枝条等がその妨げにならないようにする。 ④枝条等が出水時に渓流に流れ出たりしないよう、渓流沿い等に積み上げない。渓流に流れ出たり、林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。 ⑤集材路及び土場は、横断溝等の排水処置を行う。 ⑥伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。 ⑦伐採現場を引き上げる前に、集材路及び土場の枝条等の整理の状況について、森林官等から手直し等の指示があった場合は、必要な措置を講じる。 	

青森県ナラ類の伐採・移動・利用に関する留意事項

青森県農林水産部林政課

ナラ枯れ被害(正式名称:ブナ科樹木萎凋病)は、カシノナガキクイムシ(以下「カシナガ」という)という媒介昆虫の移動に伴い被害が拡大するため、これらが付着した木材を移動させることや、生立木等の伐採・枝払い等の作業によって媒介昆虫を誘引する成分を揮発させる行為は、被害の更なる拡大につながります。

また、ナラ枯れ被害は、カシナガの生態から高齢の大径木ほど被害を受けやすいとされています。

このため、本留意事項では、広く木材を扱う関係者の皆様が、県内市町村の被害状況 に応じた「**ナラ類の伐採・移動・利用**」の際に守っていただきたい事項を定めたもので すので、以下の事項を遵守頂くよう御協力願います。

○ナラ類 … ブナ科のうちブナ属を除く樹種(ミズナラ、コナラ、カシワ、クリ等)

留意事項一覧(詳細は次ページから記載)

区 八	生させの保護	移動	・利用
区分	生立木の伐採	未被害木	被害木
被害発生	6月~9月は	【移動】ナラ類は原則として、	<u>B</u> <u>へ移動しない</u>
市町村	伐採しない	・10 月から翌年の5月の期間	・10 月から翌年の5月の期間
(A)		に確実に利用する場合、ABへ	に確実に利用する場合はAで
		<u>移動可</u>	<u>移動可</u>
		【利用】 5月までに利用するこ	<u> </u>
		【薪利用】カシナガが蛹化する。	前の3月末までに割材すること
		・健全木であることを十分に確認した上で<u>ABへの移動可</u>	・原則として、Aで利用・Bに移動する場合は、割材した翌年の10月以降
未被害 市町村 (B)	6月~9月は 極力伐採しない	伐採木の移動や利用について制 【利用】Aからカシナガを誘引では放置せず、5月までに利用す	する可能性があるので、伐採木等

A:青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、弘前市、黒石市、大鰐町、五所川原市、 つがる市、鯵ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町、中泊町、横浜町、六ヶ所村、むつ市、 大間町、東通村、佐井村

B:平川市、西目屋村、藤崎町、田舎館村、八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、 新郷村、十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町、風間浦村

利用期間…シーズン(7月〜翌年6月)内に確認された被害木は、カシナガが羽化脱出する翌シーズンの6月までに駆除する必要があるため、カシナガが越冬する前の年度内を推奨するが、同シーズンの5月までとする

利用方法…破砕(粉砕)・チップ化・ペレット化、焼却、炭化、製材

ナラ枯れ被害発生市町村位置図

被害発生市町村は下図のとおりで、民国の被害状況を含めたものになります。

被害状況は変化しますので、ご覧いただいている留意事項と最新の被害状況が異なる場合があります。

最新の被害状況は県ホームページ及び、⑤に定める「枯れた木に関する情報提供及 び問合せ先」にご連絡ください。



こちらのQR コードを読み取ると、県ホームページにアクセスできます



留意事項の詳細

① 生立木等の伐採

6月~9月の間は、カシナガが盛んに活動する期間であるため、この間に生立木等の伐採・枝払い等の作業をすると、伐採木等から発する匂いにカシナガが誘引され、被害を呼び込むことにつながります。

このため、<u>被害発生市町村では、この期間に伐採を行わないでください</u>。 また、未被害市町村においても極力行わないでください。

なお、伐採木を林内に残置することも、被害を呼び込むことにつながるため、 林外に搬出してください。

○ 「巻枯らし^{※」}は、実施から枯れるまでの期間が不明であり、カシナガ活動期に枯れた場合は、被害を呼び込むことにつながるため、全県において<u>年間を通</u>して行わないでください。

※巻枯らし…樹皮と形成層の部分を環状に剥がし、立木の状態で木を枯らす方法

○ やむを得ず6月~9月の間に伐採する必要がある場合

- ・ 作業内容について伐採地を所管する農林水産事務所に相談し、実施の際は 伐採木を林内に放置せず、枝条も含む全木を早急に林外に搬出し、破砕後の 厚さが6mm(木材チッパーにより破砕する場合は15mm)以下になるよう破砕 するか、焼却処理してください。
- ・ 伐根もカシナガを誘引するので、伐根の高さを確認し、地際から高さ 10cm 以下となるように再切断し、木口面に樹脂剤を塗るか、ビニールシート等で被 覆してください。

【スケジュール】

	1シ	ーズン 2シー								・ズン						3シーズン								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
被害発生 市町村			д	大採し	しない が活動	h.##									4	は探し	しない しない が活動							
未被害 市町村			× (**)	力伐老	楽した	1791									~ ***	ファク 力伐i 		21						

② ナラ類の移動

被害木(枯死木、衰弱木、枯れていないがフラスが確認された木を含む)には、 カシナガが潜んでいる可能性があり、移動先でカシナガが脱出し、新たな被害が 発生することが懸念されます。

このため、<u>被害発生市町村内のナラ類は</u>、原則として、<u>市町村外へ移動しない</u>でください。

また、<u>健全とみられる木であっても</u>、同様の可能性があることから、極力、<u>市</u>町村外へ移動しないでください。

県外の被害地域のナラ類も、同様に未被害市町村へ持ち込まないでくさい。

☆被害木を故意に移動させることは、森林病害虫等防除法の違反行為になります。
・同法第13条及び第16条により、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

【被害発生市町村からの移動の特例】

被害を受ける前にナラ類を伐採し森林を更新することは、被害拡大防止につながりますが、本留意事項が更新伐の妨げにならないよう、<u>伐採後に適切に利用さ</u>れる場合は、下記区分を遵守頂いた上で、移動できるものとします。

(1)被害木

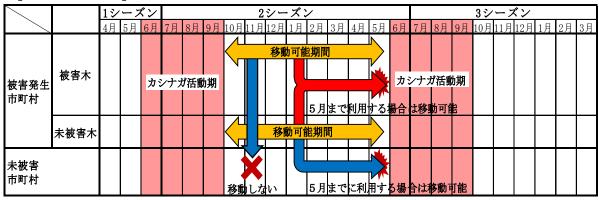
10月から翌年の5月の期間に確実に利用する場合は、被害発生市町村間の移動は可能とする。

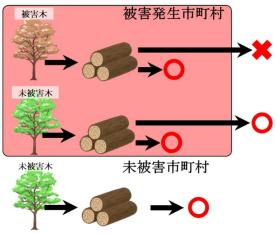
(2) 未被害木

10月から翌年の5月の期間に確実に利用する場合は、被害発生市町村及び<u>未</u>被害市町村への移動を可能とする。

未被害木の利用は③、④に定める「伐採木の利用」に準ずる。

【スケジュール】





③ 伐採木の利用

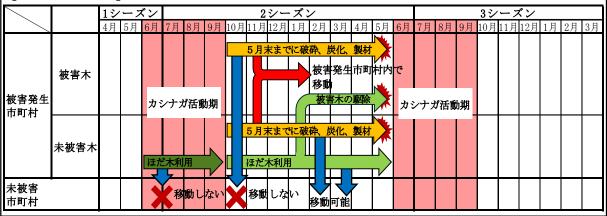
被害木に潜んでいる媒介昆虫は、例年6月中旬頃から羽化・脱出し始めるため、原則として、5月末までに利用してください。

【利用する場合】

- ・破砕…破砕後の厚さが 6 mm (木材チッパーにより破砕する場合は 15 mm) 以下になるよう破砕すること (チップ化・ペレット化もこれに準ずる)
- ・炭化…木炭などに炭化又は、薪として焼却すること
- ・製材…木材に加工すること

※原木きのこ用のほだ木…ほだ木については利用期限を設けず、複数年での利用を可能とするが、カシナガ活動期に移動しないことまた、万が一フラスが確認された場合は、被害木として扱い、5月末までに破砕、炭化又は駆除すること

【スケジュール】



【参考:駆除する場合】

- ・くん蒸処理…くん蒸剤により、くん蒸殺虫すること
- ・焼却…被害木を焼却すること

④ 伐採木の薪利用

令和3年~4年度にかけて、被害木を適期に割材することによる駆除効果について検証した結果、一定の駆除効果が見込まれることが実証されました。

【検証結果】

- 割材することで材が乾燥し、カシナガの幼虫が材内から脱出し死亡する
- ・ 割材することで含水率が 55%程度に低下すると餌となる共生菌が成育できないため、材内のカシナガも死亡する
- カシナガが越冬する前の年度内を推奨するが、<u>カシナガが蛹化する前の3月</u> 末までに割材する。
- <u>少ないながらもカシナガが薪から脱出</u>しているため、被害木から製作した薪を未被害地に持ち込むことは、被害拡大の原因となる。

この結果を踏まえ、被害発生市町村内のナラ類の利用促進対策として、次ページの区分を遵守頂いた上で、利用できるものとします。

(1)被害木を加工した薪

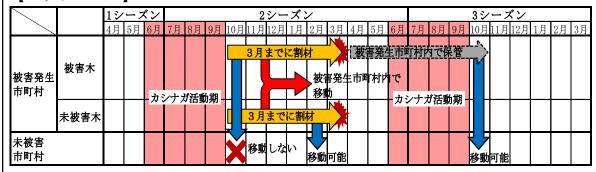
3月までに確実に割材する場合は、被害発生市町村間の移動は可能とする。 未被害市町村に移動する場合は、薪内に潜んでいる可能性があるカシナガが 羽化脱出した後の、割材した翌シーズンの10月以降から可能とする。

(2) 未被害木を加工した薪

健全木である(穿入孔がなく、フラスが出ていない)ことを十分に確認し、 3月までに確実に割材する場合は、被害発生市町村及び未被害市町村への移動 を可能とする。

※薪加工…1辺の長さ7~8cm程度に割材したものを指す。

【スケジュール】



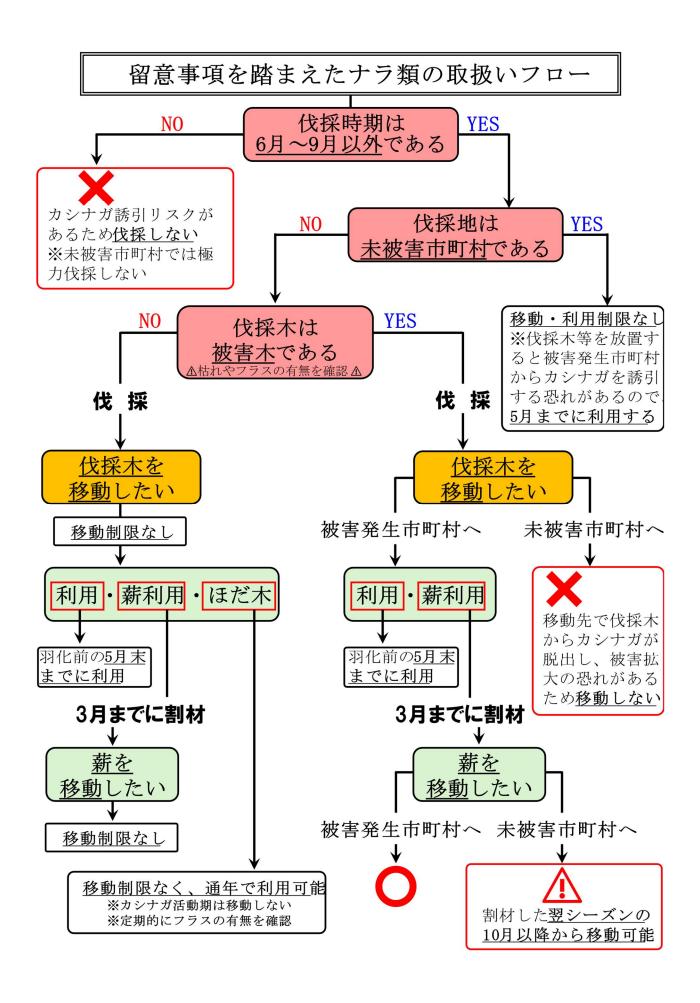
⑤ 枯れた木に関する情報提供及び問合せ先

枯れた木は、カシナガが潜んでいる可能性があります。 発見した際には、県、各市町村、森林組合等へ連絡をお願いします。

また、本留意事項について不明な点や、やむを得ず留意事項を遵守することが困難な場合等は、下記問合せ先のうち、伐採地を所管する農林水産事務所までご相談ください。

本留意事項に関する問合せ

問合せ窓口	電話番号	住所
青森県農林水産部林政課森林保全グループ	017-734-9522	青森市長島一丁目 1-1
東青農林水産事務所林業振興課	017-734-9962	青森市長島二丁目 10-3
中南農林水産事務所林業振興課	0172-33-3857	弘前市蔵主町4
三八農林水産事務所林業振興課	0178-23-3595	八戸市尻内町字鴨田7
西北農林水産事務所 鰺ヶ沢水産事務所林業振興課	0173-72-6613	鰺ヶ沢町大字舞戸町 字鳴戸 384-37
上北農林水産事務所林業振興課	0176-24-3379	十和田市西十二番町 20-12
下北農林水産事務所林業振興課	0175-23-6855	むつ市中央一丁目 1-8



青森県マツ類の伐採・移動・利用に関する留意事項

~松くい虫被害の拡大を防ぐために~

青森県農林水産部林政課

松くい虫被害(正式名称:マツ材線虫病)は、マツノマダラカミキリ(以下「カミキリ」という)媒介昆虫の移動に伴いマツノザイセンチュウ(以下「センチュウ」という)が健全なマツに感染することで被害が拡大するため、これらが付着した木材を移動させることや、生立木等の伐採・枝払い等の作業によって媒介昆虫を誘引する成分を揮発させる行為は、被害の更なる拡大につながります。

このため、本留意事項では、広く木材を扱う関係者の皆様が、マツ類の木を伐採・移動・利用する際に守っていただきたい事項を定めたものですので、以下の事項を遵守頂くよう御協力願います。

○マツ類 … マツ科マツ属の樹種 (アカマツ、クロマツ、ゴヨウマツ等)

留意事項一覧(詳細は次ページから記載)

地域区分	(A)	(B)	(C)
	被害発生市町村	被害発生	A・B以外の
留意事項		隣接市町村	市町村
① 生立木等の伐採	×	×	×
(6月~9月)	行わないこと	行わないこと	極力行わないこと
② マツ類の市町村外	×	_	_
への移動	行わないこと	対象外	対象外
③ 県外を含む被害地	×	×	×
域からの材の移動	行わないこと	行わないこと	行わないこと
④ 被害木の駆除	0	_	_
(10月~翌年5月)	確実に駆除	対象外	対象外
⑤ 枯死木の情報提供	0	0	0
⑤ 枯死木の情報提供	速やかに連絡	速やかに連絡	速やかに連絡

A:南部町、深浦町

B: 八戸市、三戸町、五戸町、新郷村、田子町、鰺ヶ沢町

C:AとBを除く県内32市町村

松くい虫被害発生市町村位置図

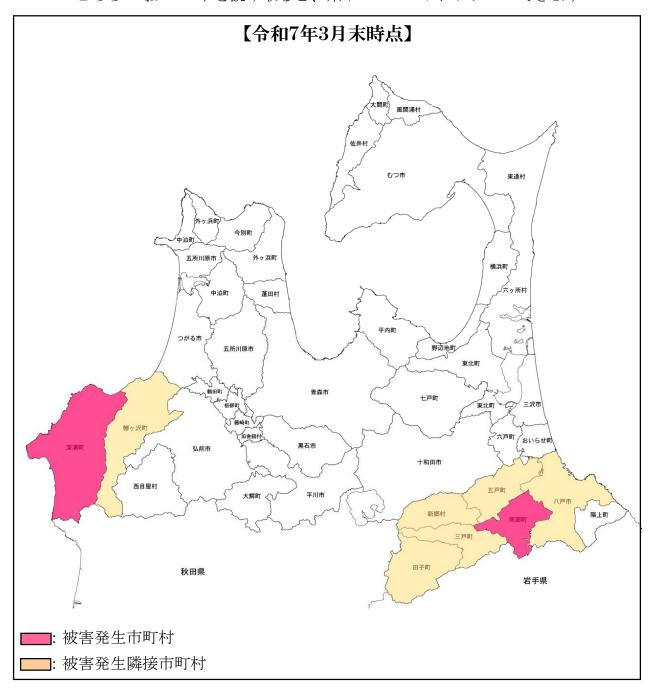
被害発生市町村は下図のとおりで、民国の被害状況を含めたものになります。

被害状況は変化しますので、ご覧いただいている留意事項と最新の被害状況が異なる場合があります。

最新の被害状況は県ホームページ及び、⑤に定める「枯れた木に関する情報提供及 び問合せ先」にご連絡ください。



こちらのQR コードを読み取ると、県ホームページにアクセスできます



留意事項の詳細

① 生立木等の伐採

6月~9月の間は、媒介昆虫が盛んに活動する期間であるため、この間に生立木等の伐採・枝払い等の作業をすると、伐採木等から発する匂いにカミキリが誘引され、被害を呼び込むことにつながります。

このため、<u>被害発生市町村と被害発生隣接市町村では、この期間における伐採は</u> 行わないでください。

また、その他の市町村においても極力行わないでください。

なお、伐採木を林内に残置することも、被害を呼び込むことにつながるため、林 外に搬出してください。

○ 「巻枯らし^{※」}は、実施から枯れるまでの期間が不明であり、カミキリ活動期に 枯れた場合は、被害を呼び込むことにつながるため、全県において<u>年間を通して</u> 行わないでください。

※巻枯らし…樹皮と形成層の部分を環状に剥がし、立木の状態で木を枯らす方法

○ やむを得ず6月~9月の間に伐採する必要がある場合

- ・ 作業内容について伐採地を所管する地域県民局に相談し、実施の際は伐採木を林内に放置せず、枝条も含む全木を早急に林外に搬出し、破砕後の厚さが 6 mm (木材チッパーにより破砕する場合は 15mm) 以下になるよう破砕するか、焼却処理してください。
- ・ 伐根から生じる匂いもカミキリを誘引するので、伐根の高さを確認し、地際から高さ約 10cm 以下となるように再切断し、木口面に樹脂剤を塗るか、ビニールシート等で被覆してください。

② マツ類の市町村外への移動

被害木(枯死木、衰弱木した木を含む)には、カミキリやセンチュウが潜んでいる可能性があり、移動先でカミキリが脱出し、新たな被害が発生することが懸念されます。

このため、被害木は、原則として、市町村外へ移動しないでください。

また、<u>健全とみられる木であっても</u>、同様の可能性があることから、極力、<u>市町</u>村外へ移動しないでください。

県外の被害地域のマツ類も、同様に未被害市町村へ持ち込まないでくさい。

☆被害木を故意に移動させることは、森林病害虫等防除法の違反行為になります。
・同法第13条及び第16条により、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

③ 被害木の駆除処理

被害木に潜んでいる媒介昆虫は、例年6月中旬頃から羽化・脱出し始めるため、 原則として5月末までに駆除処理を行ってください。

6月~9月の間でも、被害状況に応じて緊急的に駆除する場合があります。

④ 枯れた木に関する情報提供及び問合せ先

枯れた木は、カミキリやセンチュウが潜んでいる可能性があります。 発見した際には、県、各市町村、森林組合等へ連絡をお願いします。

また、本留意事項について不明な点や、やむを得ず留意事項を遵守することが困難な場合等は、下記問合せ先のうち、伐採地を所管する農林水産事務所までご相談ください。

本留意事項に関する問合せ

問合せ窓口	電話番号	住所
青森県農林水産部林政課森林保全グループ	017-734-9522	青森市長島一丁目 1-1
東青農林水産事務所林業振興課	017-734-9962	青森市長島二丁目 10-3
中南農林水産事務所林業振興課	0172-33-3857	弘前市蔵主町4
三八農林水産事務所林業振興課	0178-23-3595	八戸市尻内町字鴨田7
西北農林水産事務所林業振興課	0173-72-6613	鰺ヶ沢町大字舞戸町 字鳴戸 384-37
上北農林水産事務所林業振興課	0176-24-3379	十和田市西十二番町20-12
下北農林水産事務所林業振興課	0175-23-6855	むつ市中央一丁目 1-8

特約事項 (林産物販売)

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱(以下、「ASF」という。)の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、 感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業林産物売買契約約款第 14 条により対応 する。